

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年8月から15年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録について、62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から15年7月1日まで

国の記録では、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額（当時の最高等級に該当）に比べ、かなり低額な記録とされているが、申立期間については、株式会社Aに在籍したまま、関連会社である株式会社Bと株式会社Cに出向しており、一時期は当該出向先の2社から給与支給明細書を受け取っていた。当該給与支給明細書を提出するので、第三者委員会で調査の上当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち平成14年8月から15年6月までの期間については、申立人から提出された株式会社Cに係る給与支給明細書（以下「給与明細書」という。）から、申立人が主張する標準報酬月額（62万円）に基づ

く厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は療養中につき照会できない上、給与関係を総括していた関連会社の破産管財人は、「貸金台帳等を含む関連資料は、直近のものを除き全て廃棄済みである。」と回答しているほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 5 月から同年 7 月までの期間については、申立人から提出された株式会社 B 及び株式会社 C に係る給与明細書から、当該 2 社に係る報酬月額の合計に見合う標準報酬月額（62 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額に基づく標準報酬月額（28 万円）は、オンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

また、申立期間②から⑧までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は61万4,000円、申立期間③は48万8,000円、申立期間④は23万8,000円、申立期間⑤は46万4,000円、申立期間⑥及び⑦は48万9,000円、申立期間⑧は47万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①から⑧までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間⑧については訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月10日
② 平成16年12月4日
③ 平成17年7月9日
④ 平成18年7月8日
⑤ 平成18年12月9日
⑥ 平成20年7月12日
⑦ 平成20年12月6日
⑧ 平成21年7月4日

年金記録を確認したところ、申立期間①から⑦までに株式会社A（勤務先は、株式会社B）において支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。また、申立期間⑧の賞与記録が実際に支給された金額と相違している。申立期間の賞与支給明細書を提出するので、賞与記録を明細書の支給額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①から⑧までの標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①について、申立人提出の賞与支給明細書（以下「賞与明細書」という。）及び破産管財人から提出された平成16年度夏期手当支給一覧表から、申立人は、申立期間①において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
- 3 申立期間②から⑧までについて、上記賞与明細書及び破産管財人から提出された夏期・冬期手当支給一覧表（申立期間②から⑧までの分）から、申立人は、当該申立期間において、その主張する標準賞与額に見合う賞与が支給されていたことが認められる。
しかしながら、申立期間②から⑦までについて、賞与明細書において事業主が当該賞与から控除した厚生年金保険料は、いずれも申立人が主張する標準賞与額より低い標準賞与額に見合う控除額であることが確認できる。
また、申立期間⑧について、賞与明細書で確認できる賞与額（50万円）は、オンライン記録の標準賞与額（30万円）を上回っているものの、事業主が賞与から控除した厚生年金保険料は、標準賞与額47万7,000円に見合う控除額であることが確認できる。
したがって、申立期間②から⑧に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は61万4,000円、申立期間③は48万8,000円、申立期間④は23万8,000円、申立期間⑤は46万4,000円、申立期間⑥及び⑦は48万9,000円、申立期間⑧は47万7,000円に訂正することが妥当である。
- 4 申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料（申立期間⑧については訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は療養中につき回答を得ることができないほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこ

とから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年4月から同年8月までは19万円、同年9月から18年7月まで及び同年9月から19年8月までは22万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月から20年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③から⑥までに係る標準賞与額の記録については、申立期間③は5万円、申立期間④及び⑤は2万5,000円、申立期間⑥は2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月21日から20年9月1日まで
② 平成15年8月
③ 平成15年12月26日
④ 平成16年7月30日
⑤ 平成16年12月28日
⑥ 平成17年7月29日

A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間①において、給与明細の厚生年金保険料控除額と、ねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致していない上、申立期間②から⑥までの賞与記録が漏れているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成 15 年 4 月から 18 年 7 月までの期間及び同年 9 月から 20 年 8 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び給与データ（以下「申立人提出資料」という。）並びに B 市提供の税務関係資料から、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額な報酬月額の支払を受け、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人提出資料により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、平成 15 年 4 月から同年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から 18 年 7 月まで及び同年 9 月から 19 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月は 30 万円、同年 10 月は 28 万円、同年 11 月から 20 年 8 月までは 30 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①のうち平成 18 年 8 月に係る標準報酬月額については、申立人は、18 年 8 月の給与について、休職したため給与支給は無かったと申述しているところ、申立人提出の給与データから、同年 8 月の給与は支払われていないことが確認できる。

また、B 市提供の平成 18 年分給与所得源泉徴収票においても、18 年 8 月の厚生年金保険料控除は確認できるものの、支払金額（年間）から同年 8 月に係る給与支給額は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成 18 年 8 月については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 4 申立期間①のうち、平成 15 年 4 月から 18 年 7 月までの期間及び同年 9 月から 20 年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、当該事業所の元取締役は、当時の資料が無いことから不明と回答しているが、当該事業所の複数の従業員は、「年金問題が話題となり、平成 21 年 6 月以降に、事業主から過去長期間にわたり実

際の給与額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと複数回説明があった。」と供述している。

また、当該事業所が加入していたC基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険のオンライン記録における標準報酬月額と一致しており、同基金及び社会保険事務所の双方が誤って申立人の標準報酬月額を同額と記録したとは考え難いことから、事業主は、申立人提出資料において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間③から⑥までについては、申立人が提出した賞与明細書及びB市提供の税務関係資料から、当該期間に賞与が支払われ、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は5万円、申立期間④及び⑤は2万5,000円、申立期間⑥は2万円に訂正することが妥当である。

なお、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の元取締役は、当時の資料が無いことから不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 6 申立期間②については、申立人は、当該賞与に係る明細書は保管していないと申述している上、B市提供の平成16年分税務関係資料（平成15年分収入額及び社会保険控除額）から、当該期間の賞与が支払われていないこと、及び厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

また、A株式会社は、平成23年5月26日に適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の事業主は既に故人となっており、元取締役は、資料が保管されていないため、申立人の賞与の支給状況、保険料控除等については不明と回答している。

さらに、当該事業所が加入していたC基金は、申立人に係る当該標準賞与記録は無い旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで
A株式会社B支店に昭和53年8月21日に入社してC職の研修を受けた後、本社D事業所に移りE職の訓練を受けた。勤務は継続していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録に空白があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びA株式会社が加入するF組合の加入記録から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社は、申立期間に係る保険料控除については不明と回答しているところ、同社が提出した資料から、申立人は、昭和53年8月21日から同年11月26日まで同社B支店に配属されていたことが確認できる。

さらに、A株式会社本社D事業所において昭和53年11月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は申立人を含めて46人いるところ、同社B支店以外の事業所から異動した25人は、異動前の事業所において同年11月25日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、上記46人のうち申立人を含む21人はA株式会社B支店において昭和53年10月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、複数の同僚が同年11月に同社B支店から同社本社D事業所に異動したと供述している上、当該同僚の一人が保管していた同年10月及び同

年 11 月の賃金支払明細票から、厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 支店における昭和 53 年 9 月の事業所別被保険者名簿の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が保存している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和 53 年 10 月 25 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和33年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年10月1日から同年12月1日まで
年金事務所から連絡があり、夫の年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。当時、夫が勤務していたA株式会社は社名変更により、C株式会社（現在は、D株式会社に合併）となったが、両社は同一の会社であり、夫は当該期間も継続して勤務していた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A株式会社はC株式会社に名称変更していることが確認できることから、雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社B出張所（以下「B出張所」という。）及びC株式会社E出張所（以下「E出張所」という。）に継続して勤務していたことが認められる。

また、E出張所の事務責任者は、「社員の給与計算は本社で行っていた。」と供述しているところ、複数の同僚が、「給与は本社から支払われており、各事業所間で異動があった場合も保険料は継続して控除されていた。」と供述していることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、前述の事務責任者が、「E出張所の開設は昭和33年12月であった。」と供述していることから、異動日については、昭和33年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB出張所における昭和33年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿から、昭和33年10月1日にB出張所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、及び同年12月1日にE出張所が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間においては両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていないが、申立人と同時期にB出張所からE出張所に異動したとする同僚が、「B出張所の閉所後も、E出張所に異動する者は後片付けのためにB出張所に残っていた。後片付けの作業に従事した者は5人以上いた。」と供述している上、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に33年10月1日にB出張所で資格を喪失し、同年12月1日にE出張所で資格を取得している者が10人確認できることから、B出張所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、B出張所は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、平成14年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間の賞与（17万4,967円）が支給されており、かつ、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を17万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月5日
年金記録を確認したところ、平成17年12月に支給された賞与の記録が無かったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る賞与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、平成17年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録、事業主の回答及び事業主が保管する申立人に係る健康保険育児休業取得者確認通知書から、平成17年11月4日から18年9月7日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

さらに、上記免除に係る申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われなかったとしても、当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書における賞与額から、17万4,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 39 年 9 月まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間①はAにあったB施設に、申立期間②はCにあったD施設（以下「D」という。）に、E部のF職として勤務しGを担当していた。給与も両社の社員から渡されたと記憶している。当時、Dの社員向け売店に勤務していた二人の女性も記憶している。両社に勤務していたことに相違ないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B施設を運営していたH株式会社の事業主は、「申立期間当時の資料が保管されてないため、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、H株式会社の人事担当者は、「B施設は、既に閉鎖している。当時、B施設に勤務していた数人の元社員に問い合わせたところ、同施設の状況について具体的なことは分からなかったが、申立人と同様のE関係のF職は、社員ではない者も多くいたようだということであった。」と供述している。

さらに、H株式会社において申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったところ、I関係の業務担当であった同僚は、「B施設は、E関係の業務を行っていた。申立人に

については分からないが、E関係の者（F職）は、専属というようなフリーの者が多かったと思う。」と供述している上、回答した複数の同僚で申立人を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない。

加えて、H株式会社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン検索において、申立人及び申立人が記憶している同僚（姓のみ）に該当する被保険者は見当たらない上、被保険者名簿の整理番号は連続して付番されており、欠番は無い。

- 2 申立期間②については、申立人が記憶しているJ株式会社が経営していたDの売店に勤務していた女性二人（関連会社社員）の氏名について、同社の関連会社に係る被保険者名簿において確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は、Dに勤務していたことはいかかえる。

しかしながら、Dを運営していたJ株式会社の事業主は、「当時の社員名簿、退職者名簿及び社会保険加入記録を調べたが、申立人に該当する記録が存在しなかった。」と回答している。

また、J株式会社の人事担当者は、「当時、Dに勤務していた元社員に問い合わせたところ、『Iの業務関係者には、業務単位の契約で報酬が支払われていた。E関係担当部門には、J株式会社と雇用関係になかった者も多かったようだ。』と回答していることから、申立人についての断定はできないが、業務回数により報酬が支払われたことも考えられる。」と供述している。

さらに、人事・社会保険の担当であった元社員は、「申立期間当時は、人事関係の記録はきちんと整理されていた。会社の資料に申立人の記録が無ければ社会保険に加入していなかったのではないか。Dに勤務していたK職は、社会保険に加入していたが、F職のメンバーは社会保険に加入していなかったと記憶している。」と供述している。

加えて、J株式会社において申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいない上、複数の同僚は、「施設勤務で、L職の者は契約雇用（社員としての雇用ではない者）が多かったと思う。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない。

また、J株式会社に係る被保険者名簿及びオンライン検索において、申立人が記憶している上司及び同僚（姓のみ）に該当する被保険者は見当たらない上、被保険者名簿の整理番号は連続して付番されており、欠番は無い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 9 日から 5 年 9 月 30 日まで
年金事務所の記録では、A 株式会社に B 職として勤務していた際の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間に A 株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人に係る資料は見当たらないが、過去の記録や実績から判断すると、雇用保険には全員を加入させ、厚生年金保険には正社員の一部の者だけを加入させていたようである。厚生年金保険に加入していない者の給与からは、厚生年金保険料を引いていないと思う。」と回答している。

また、申立人は、A 株式会社にアルバイトの B 職として勤務していたと供述しているところ、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会を行い、二人から回答を得たが、いずれも申立人と同じ職種（B 職）ではあったが、雇用形態については、同僚二人は正社員だったと回答している。

さらに、申立人は、申立事業所から健康保険被保険者証を交付された記憶が無い上、申立期間当時は国民健康保険に加入していたと供述している。

このほか、申立人の申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。